政令第二百四号

電子情報 処 理組織 による輸出入等関連業務 の処理等に関する法律施行 令の一 部を改正する政令

内 閣 は、 電 子 情報処理 組 織による輸出 入等関連業務 \mathcal{O} 処理等に 関する 法律 昭昭 和 五. 十二年法律 第五 4十四号

第二条第二号 0 規定に基づき、 及び 同 法を実施するため、 この 政令を制定する。

電子情報処理 組 織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令 (昭和五十二年政令第二百二十号

)の一部を次のように改正する。

第 一条第 一項第二号口 中 「昭和三十年法律第三十七号」 の 下 に _0 以 下 「輸徴法」 という。 を加え、 同

号ハ. 中 輸 入品 に 対する内 国]消費税 の徴収 等に関する法律」 を 「輸徴法」 に改め、 同 号卜中 っか 5 第 五. 五. 号

の二まで」 を 第五 五号、 第五五号の三」 に改め、 「第五七号」 の 下 に 第五八号」 を加え、 第九

一号の三」を削る。

別 表第四〇号の二中 「申請」 の下に「又は同条第四項の規定による同項に規定する貨物確認書の提出」 を

加える。

別 表第四二号中 「第六十一条第一 項 (輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等) に規定する

地申 玉 仕 産 \mathcal{O} <u>ک</u> 地 書 入 書及び 告 第 類 \mathcal{O} 証 等) 間 明 (以 下 五. 書 \mathcal{O} 包装 至 (b) 協 に 〇 以 下 規定 定 「原 第三 明 又は経済 産 す 細書に限 十 締 地申 Ś 九 原 約 告 上 条 産 玉 る (p) \mathcal{O} 原 地 とい 連 証 産 を 携 日 地 明 . う。 (C 書 本 証 「第六十一条第一項第 関 国 明 (以 下 ける日 ヒス 書 を除く。 とい 1 「原 本 ス 国とペ う。 連 産 邦 地 及び غ 証 ル \mathcal{O} 明 (経· 書 同号ハに 間 一 号 共 \mathcal{O} 済 とい 自 和 上 **輸** 玉 \mathcal{O} 由 規定する う。 との 連 出 な貿 审 携 告 間 易 \mathcal{O} 「又は輸1 る締約国 \mathcal{O} 及 強 び 協定第 化 同 経 に 項第二号イ 済 関 入申 品品 五. 上 す 告 目 十三 る \mathcal{O} 証 連 日 \mathcal{O} 一条 (b) -に規定・ 携に 内容を確 明書を除く」 本 国 関 12 と 規 する する メ 丰 定する原 認するため 協 締 シ に改 コ 約 定 附 合 玉 産 原 8 属

別表第五三号の二の次に次の一号を加える。

る。

五三の三 す 関 類 地 Ź 申 税 (原 告 運 法 送 に 施 産 要件 限る。 行令 地 証 証 明 第 三十 書を除く。 明 書 0) 提出、 六 以 条 の 三 下 同 「運送要件 [条第四 第 0 添付、 二項 項 外 証 0 同 明 規 玉 条 貨物 書 第三 定による同 という。 項 を置くことの 0) 規 定に 令第六十一 よ \mathcal{O} 提 る締 承 出 認 一又は同り 条第 約 \mathcal{O} 申 玉 請 原 項第 一令第三十六条の三 産 \mathcal{O} 地 規 二号 証 定 明 口 書 に に ょ 原 規 る 定 産 書

第七

項

 \mathcal{O}

規定に

よる

証

明

別 表第五 五号中 「提出」 の 下 に _ 同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定

によ る書 類 (原 産 地 証明書 を除く。 0 添 付、 同 令第一 五十条 の二にお 1 て準 用する同 令第三十六条 の三 一第三

項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に ょ る 締 約 玉 原 産 地 証 明 書 原 産 地 申 告 に 限 る。 \mathcal{O} 提 出 同 令 第五 十条 の 二 に お 1 て 準 用 す る同

令第三十六条 の 三 第 兀 項 \mathcal{O} 規定による 運 送 要件 証 明 書 \mathcal{O} 提 出 同 | 令第| 五. 十条の二に お 7 て準 用 する同 令第三

十六条の三第七項の規定による証明」を加える。

別表中第五 五号の二を第五 五号の三とし、 第五五号の次に次の一号を加える。

五. 五. の 二 関税法 ょ る書 類 施行令第五十一 \mathcal{O} 添 付 又は 同 条の四: 条第三]第二項 項 0 規 定 (保 に 税 ょ る 展示場に入れる外国貨物に係る承認) 証 明 の規定に

別表第五六号の次に次の一号を加える。

五六の二 関税 る書類 法 施行令第五十一条の十二第二 (原 産 地 証 書 を除く。 、添付、 項 (外国 同条第三項 貨物を置くこと等の の規定による締約 承 認 の申 国 原 請 地 \mathcal{O} 規定 証 書 に ょ

明 産 明

原産: 地 申 告に 限 る。 0) 提 出 同 条第四項 の規定による運送要件証 説明 書 の提 出 宝 又は同り 条第

七項の規定による証明

別表第五七号の次に次の一号を加える。

五七 の 二 関税法 施行令第五 十九条第二項 (輸入申告の手続) の規定による書 類の 提示

別 表第六四 号中 確 認 \mathcal{O} 申 請 を 中 告 書及 び 書 類 \mathcal{O} 添 付 に 改 $\hat{\emptyset}$ る。

別 表第六四号の二中 「明 細 書 を 許 可 書又は 証 明 書、 書 類 及び 明 細 書 に改める。

別表第六四号の四の次に次の一号を加える。

六四の五 関税定率法施行令第十六条第一項 は 証 明 書 \mathcal{O} 提示 (再輸入免税貨物の輸入の手続) の規定による許可

書又

別 表中第六五号の一 八を第六五 一号の一 九とし、 第六五号の五 から第六五号の一 七までを一号ずつ繰り下げ

る。

別 表第六五号の四中「含む。)」の下に「並びに関税定率法施行令第二十条第二項の規定による書類及び

証 明 書の 添付」 を加え、 同号を同表第六五号の五とし、 同 表第六五号の三を同表第六五 号の四とする。

別 表第六五号の二中 「提出」 の下に「及び書類 の添付」 を加え、 同号を同表第六五号の三とし、 同表第六

五号の次に次の一号を加える。

六五の二一 関税定率法施行令第十六条の六(外国で採捕された水産物等の免税の手続) の規定による

書類の提出

別 表第六六号中 届 出 の規定による」 の 下 に 「輸徴法第十六条の三第一項の規定の適用を受けようとす

る旨並びに」を加える。

別 表第六七号中「第二十六条の四の規定による」の下に「輸徴法第十六条の三第二項の規定の適用を受け

ようとする旨並びに」を加え、同号の次に次の一号を加える。

六七の二 関税定率法施行令第五十四条の十八にお いて準用する同令第五十四条の十三第一項の規定

に よる書 面 0) 提 出 (輸徴法施 行令第二十六条の 九 に お , , て準用する輸徴法 施 行令第二十六

条 の四 \mathcal{O} 規定による輸徴法第十六条の三第三 項の規定の適用を受けようとする旨並びに課

税物品の品名及び数量等の付記を含む。)

別 表第八六号及び第八九号中 「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」を「輸徴法」に改め、

同号の次に次の一号を加える。

八九の二 租税特別措置法施行令第四十八条の九第一 項 (引取りに係る石油製品等の免税の手続等)

附則

この政令は、平成二十五年十月十三日から施行する。